

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和元年12月25日（令和元年（行情）諮問第452号）

答申日：令和2年8月27日（令和2年度（行情）答申第233号）

事件名：「優良工場表彰規程の制定について」（特定刑事施設，特定年度）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日付達示第7号「優良工場表彰規程の制定について」（特定刑事施設，特定年度）」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，令和元年9月3日付け福管総発第91号をもって福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書によると，おおむね以下のとおりである。なお，意見書を諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されているため，その記載を省略する。

審査請求人は令和元年9月3日，処分庁から上記1に記載する処分を受けた。

しかし本件処分は法が規定する所に違反しており違法である。

上記1に於いての本件対象文書，加点及び減点の具体的な基準を公にすることで共同責任意識を養い，改善更生意欲を喚起するなど本来の目的を阻害するおそれがあるとして不開示にしているが，公平性や平等性を保つ必要があり「加点及び減点の具体的基準」に付いては公に公開し適正に第三者がチェック出来る様にしなければ評価が職員の力関係等により作為的に歪められてもそのことを指摘することさえ出来ず受刑者の士気を低下させ異常事態をも生じしかねない。

又，処分庁は「共同責任意識を養い，改善更生意欲を喚起するなど本来の目的を阻害するおそれ」を指摘しているがナゼ，公にすることで阻害につながるのであろう，逆にこうした刑事施設の隠蔽体質こそが上記の様なおそれにつながるのである。

公にされることで不正を防ぎ又共同責任意識を養い、改善更生意欲を喚起させこそし、阻害につながるなどという視点はどこをどう探しても見つからない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求し、処分庁が本件行政文書開示決定通知書により、本件対象文書を含む複数の文書の一部開示決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、本件対象文書の不開示部分（以下、第3において「本件不開示部分」という。）が法が規定するところに違反しており、違法であるとして原処分の取消しを求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書は、特定刑事施設における工場成績の採点基準を定め、成績優秀な工場を表彰することにより、共同責任意識を養い、改善更生意欲を喚起することを目的としているものである。

本件不開示部分には、特定刑事施設における工場成績の採点基準の詳細が記載されているところ、本件対象文書の趣旨を鑑みるに、これらの情報が開示された場合、被収容者にとってはどのような行為がどのように採点されるかという情報をあらかじめ知ることができるようになり、その結果、工場成績の点数を念頭に置いた特定反則行為が頻発し、又は潜脱行為が横行し、反則行為に対する適切な対応や速やかな調査事務を行うことができなくなるなど、刑事施設の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当するほか、刑事施設における適正な刑の執行にも支障が生じるおそれがあることから、同条4号にも該当する。

3 以上のとおり、本件不開示部分は、法5条4号及び6号に規定する不開示情報に該当すると認められることから、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 令和元年12月25日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和2年1月31日 | 審議 |
| ④ | 同年2月7日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年7月21日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年8月25日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む複数の文書の開示を求めるもので

あるところ、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消すとの裁決を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、当該不開示部分は、「4 採点方法及び点数の集計について」の(6)及び(7)アの記載内容部分の一部であることが認められる。

(2) これを検討するに、当審査会において、当該不開示部分を見分したところによれば、当該部分には、特定刑事施設における工場成績の採点基準の詳細が記載されていることが認められる。そうすると、当該不開示部分を公にすると、被収容者にとってはどのような行為がどのように採点されるかという情報をあらかじめ知ることができるようになり、その結果、工場成績の点数を念頭に置いた特定反則行為が頻発し、又は潜脱行為が横行し、反則行為に対する適切な対応や速やかな調査事務を行うことができなくなるなどとする諮問庁の上記第3の2の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

(3) 以上によれば、これらを公にすると、刑事施設の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨